

農業委員会研修視察報告

〜栄村極野地区、山菜圃場〜

5月27日、農業委員16名事務局2名参加で、視察地栄村極野地区を目指し、当日朝9時、常盤地区活性化センターを出発。

北野天満温泉を横に見ながら奥へと進み、極野地区の最終地点のバス停に到着。ここで驚いたのは交通標識である。「藤木さん……してますか?」というもので、この地区は藤木さんという名字で通用するの、ということ。もうひとつは、バス停の待合所の



中に雨傘が数本置いてあったことである。ちょうど小雨が降っていたので、この雨傘を借りたことにした。案内役には、バス停のそばに住む藤木忠信さんである。目的地の入口に、「山菜取り禁止」の大きな看板が立てられていた。歩いていると、道づたいには多くの山菜が見られてきた。ただそれは、私たち飯山地方よりも少し太く、大きく見えた。しばらく歩いていると、おかわさび、

ギョウジャニンニク、ゼンマイ等の栽培している畑が見えた。そこで少し立ち寄り、見学。見られない作物の苗があり、それが何なのか、いまだ不明である。さらに歩くと、やっと目的地に到着。この場所は、標高450mほどの所で、日照不足等で良い物が出来なかつたようで、4年ほど前まで休耕田(遊休農地)だった。ということ。ここにゼンマイ中心の畑にしようとして、山からゼンマイの株を取ってきて植え付け始めた。とのこと。しかし、その内3分の1は、枯れたり、動物に食べられたりして育たなかつたようです。今はほとんどゼンマイ畑になっていて、他にもネマガリダケ、ワラビ等の作物があり1畝から2畝ぐらいの面積になっていた。現地から帰り、ゼンマイ等の山菜をどのように加工しているのか藤木さん宅に寄ってみると、車庫の中に1台の乾燥機があった。これは、ゼンマイ等を茹でてから天日干しをし、この乾燥機に入れ、約



2時間乾燥とのことですが、その日の天候により調整するという。なれないと難しい作業だ。また茹で方で色が変わるという。重さは、生の3分の1になるようだ。そこで乾燥された製品を見せてもらおうと、とても軽く、色も黒くおいしそうだ。ちなみに販売価格を聞いてみると、1キロ1万3千円前後だという。現地を見て、遊休農地をゼンマイ等の畑にするには、たいへんな苦労があるということ。また何をやるかは、その地域の特性を生かした作物の栽培が必要と思われた。

あしあと 5・6月の活動記録

5月10日	農業委員会役員会
27日	管内視察
//	5月農業委員会総会
6月1日	農業委員及び農地利用最適化推進委員研修会(長野市)
10日	農業委員会役員会
29日	6月農業委員会総会

農業者年金に入りませんか

年金部長 増山正一

わたしは現在、厚生年金に頼った生活をしており、会社に勤めていた時の給与と比較すると、自分の暮らしをやつと維持していけるような状況です。企業年金もあつたのですが解散してしま

いまま自分の親たちの施設入所などでよくお金の話になりますが、国民年金だけの生活では、この施設入所もままならないのです。将来の高齢化、自分の年金生活と親の面倒を見ることこの不安はありませんか。農業者年金は農業者の老後の生活を安心サポートされる制度であります。

加入要件は①60歳未満、②国民年金第1号被保険者、③年間60日以上農業に従事していることとあります。農地を持っていない農業者、配偶者・後継者などの家族従事者も加入できます。(3つの加入要件に該当する方なら誰でも加入できます。)また、意欲のある担い手には、国からの保険料補助が受けられます。一定の要件を満たす人には、政策支援として国庫から最大で1万円の保険料補助が受けられます。詳しくは農業委員・農業委員会事務局までお問い合わせください。

4つのメリット

- 1 積立方式の確定拠出型年金です。**
若い時から将来の自らの年金をあらかじめ積み立てておけば、老後に備える事ができます。加入者・受給者数に影響されない長期的に安定した制度です。
- 2 自由に保険料を設定できます。**
保険料は経営状況や老後の生活設計に基づいて月額2万円を基本として千円単位で6万7千円まで自由に選択できます。随時変更可能です。
- 3 税制面でのメリットがあります。**
納めた保険料は全額社会保険料控除の対象となります。所得税・住民税の節税につながります。
- 4 終身年金です。**
年金は生涯受給できます。万が一、加入者・受給者が80歳前に死亡した場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金相当額が死亡一時金として遺族に支払われます。

農地中間管理機構より

感謝状を授与されました

6月1日に長野市で行われた農業委員及び農地利用最適化推進委員研修会の場において、飯山市農業委員会が農地中間管理機構より農地中間管理事業の積極的な推進により顕著な成果を収めたとして感謝状を授与されました。

皆さまの地域農業の発展



感謝状を授与される 農業委員長

農地法第3条の許可申請に係る 下限面積を改定しました

農地法第3条の許可を受け、耕作のために所有権等の権利を取得しようとする場合は、取得後において下限面積以上の耕作面積を確保することが必要となっています。(農地法第3条第2項第5号) 飯山市農業委員会では、飯山市内の下限面積(別段の面積)を下記のとおり定めました。

◎農振農用地区域外農地

下限面積	適用区域
2アール	飯山市内全域

◎農振農用地区域内農地(面積は従来と同じ)

下限面積	適用区域
20アール	旧飯山町
30アール	旧秋津村、旧瑞穂村、旧柳原村、旧外様村、旧岡山村
40アール	旧常盤村、旧太田村
50アール	旧木島村